

幸田町の福祉医療制度について

健康の向上と福祉の増進を図るため、保険診療による医療費の自己負担額について町が医療費の助成を行う制度です。

対象となるのは、町内に住所を有し、健康保険（国民健康保険、社会保険など）に加入している下記に該当する人です。申請に必要なものは、印鑑、健康保険証、対象者であることを証明するものです。（詳細はお問い合わせください。）

制 度	対 象 者	助 成 内 容
子ども医療	0歳～中学3年	医療保険内の自己負担額を全額助成します。
障害者医療	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者手帳 1～3級 4級（腎臓機能障害） 4～6級（進行性筋萎縮症） ●療育手帳A・B判定の人 ●自閉症状群と診断されている人 	医療保険内の自己負担額を全額助成します。
母子家庭等医療	<ul style="list-style-type: none"> ●母子、父子家庭の子が18歳に達する年度末までの母、父、子（児童扶養手当に準ずる所得制限があります） ●父母のいない子が18歳に達する年度末まで 	医療保険内の自己負担額を全額助成します。
精神障害者医療	精神障害者保健福祉手帳 1級、2級	医療保険内の自己負担額を全額助成します。
	精神障害者保健福祉手帳 3級	精神疾患に関する入院医療費自己負担額の半額を助成します。
	自立支援医療受給者証のみ	自立支援医療が使える精神疾患の通院医療費自己負担額（1割）と精神疾患の入院医療費自己負担額の半額を助成します。

*入院時の食事代や部屋代などは助成に含まれません。

後期高齢者医療制度の被保険者の人には、後期高齢者福祉医療制度があります。

制 度	対 象 者	助 成 内 容
後期高齢者福祉医療	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者医療、精神障害者医療、母子家庭等医療の受給資格を満たす人（上表） ●戦傷病者手帳所持者 ●精神障害の措置入院患者 ●感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による命令入所患者と同等の要件を有すると認められた人 ●ねたきり、認知症で生活介護を受けていることが3か月以上継続し、住民税非課税世帯の人 ●独り暮らしで、住民税非課税の人（詳細はお問合せください） 	<p>医療保険内の自己負担額を全額助成します。</p> <p>ただし、以下の人は異なります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●精神障害者保健福祉手帳3級のみの方は、精神疾患の入院医療費自己負担額の半額のみ助成します。（外来は助成なし） ●自立支援医療受給者証のみの方は、自立支援医療が使える精神疾患の通院医療費自己負担額（1割）と精神疾患の入院医療費自己負担額の半額を助成します。

*入院時の食事代や部屋代などは助成に含まれません。

問合せ 住民課医療G（内線 137）

後期高齢者医療制度の保険証更新

- 1 現在お持ちの保険証の有効期限は7月31日(日)です。8月1日(月)から使用していただく保険証を、7月中旬から下旬にかけて簡易書留郵便でお送りします。
*簡易書留郵便では、受け取る時に押印または署名が必要となります。配達時に不在の場合は、郵便受けに案内(郵便物等のお預かりのお知らせ)が入ります。郵便局の連絡先(☎0533-69-0855)
- 2 郵便局での留置期間(案内に記載されている期間)を超えると、保険証は住民課に返還されます。その場合は、住民課の窓口でお渡ししますので、現在お持ちの保険証を持ってお越しください。
- 3 住民登録地と異なる場所へ保険証の郵送を希望する場合は、7月8日(金)までに住民課へ申請が必要です。(すでに『送付先変更申請書』を提出されている場合は、改めて申請する必要はありません。また、保険証は郵便局への転送届では転送されません。)
- 4 保険証の色が、青色からオレンジ色に変わります。
- 5 保険証は、有効期限を過ぎると使用できません。8月1日(月)以降に医療機関などで受診するときは、必ず新しい保険証を提示してください。(所用で役場へお越しの際には、古い青色の保険証をお持ちいただき、お返しくださるようお願いいたします。)

■医療費の一部負担割合の判定方法について(原則1割、現役並所得者は3割)

基準となる収入の期間	平成23年度住民税(平成22年中所得)
負担割合の判定対象者	同一世帯の後期高齢者医療被保険者
負担割合が3割となる基準額	住民税の課税所得が145万円以上*同一世帯被保険者の中で1人でも負担割合が3割に該当すると、世帯の被保険者は全員3割となります。
基準収入額適用申請(負担割合が3割になった場合)	次のいずれかに該当し申請をした場合、翌月より1割に変更 ア 同一世帯に被保険者が1人の人……被保険者本人の収入が383万円未満 イ 同一世帯の被保険者が1人の世帯で、世帯内に後期高齢者医療制度以外の健康保険に加入している70歳から74歳の人……被保険者本人の収入が383万円以上でも被保険者と70歳から74歳の人の収入合計が520万円未満 ウ 同一世帯に被保険者が2人以上いる人……同一世帯の後期高齢者医療被保険者収入の合計額が520万円未満

問合せ 住民課医療G(内線137)

知って防ごう熱中症

1. 熱中症とは

気温が体温より高くなると、空気中への熱の放出が難しくなるため、体温調節は発汗に頼ることになります。ところが真夏日によくあるように、気温が高いばかりでなく、湿度も高くなると、汗をかいても流れ落ちるばかりで蒸発しなくなります。そのため、発汗による体温調節が難しくなります。

体温が37℃を超えると血管が拡張し、血液量を増やして熱を放出しようとしませんが、発汗などによって体の水分量が極端に減ると、今度は心臓や脳を守るために血管が収縮しはじめます。つまり、ここでも熱が放出できなくなってしまうのです。熱中症は、こうして体温を調整する機能がコントロールを失い、体温がグングン上昇してしまう機能障害の状態です。

2. どのようにしたらなりにくい

- ・**こまめな水分と塩分補給**…のどが渇いたと感じた時にはすでに水分不足になっている事が多いものです。定期的に少しずつ水分を補給しましょう。特に夏場は汗と一緒に塩分が失われることを考えると、水やお茶だけでなく、少量の塩も補充しましょう。スポーツ飲料などがおすすめです。
- ・**体調を整える**…睡眠不足や風邪気味など体調の悪い時は暑い日中の外出や運動は控えましょう。
- ・**服装に注意**…通気性の良い服を着て、外出時は帽子をかぶりましょう。



3. 熱中症になってしまったら

- ・涼しい日陰やクーラーの効いた室内に移動しましょう。
- ・衣服をゆるめて体から熱の放散を助けてあげましょう。
- ・体を冷やす…氷や冷たい水でぬらしたタオルをあてる。(首や脇の下、足の付け根など太い血管のある部分が効果的です) タオルやうちわを使って風を送る。
- ・水分補給する…この時水分だけではなく汗によって失われた塩分も補給する必要があります。スポーツドリンクや0.1%くらいの塩水を少しずつ何回かに分けて補給しましょう。吐き気や嘔吐などで水分補給ができない場合には、病院で点滴を受ける必要があります。

問合せ 消防署 ☎63-0119

親子でチャレンジ！夏休み子ども教室

①キッズ英会話教室

と き 7月29日(金)、8月5日(金)、9日(火)
* 3回連続の教室
午前9時30分～11時

と ころ 中央公民館 第2・第3会議室

講 師 Kevin Ottoson (ケビン オットソン) 氏

定 員 20人

対 象 町内の小学3年～6年生

受講料 無料

持ち物 筆記用具、
色鉛筆・クレヨンなど色を塗れるもの

内 容 英語で簡単な自己紹介やあいさつをしたり、歌を歌います。
英会話の楽しさを体感しよう！

A
C
B

②おもしろパンづくり

と き ①7月28日(木) 午前10時～午後1時
②7月29日(金) 午前10時～午後1時
③8月4日(木) 午前10時～午後1時
④8月5日(金) 午前10時～午後1時

と ころ 保健センター 栄養指導室

講 師 倉橋道子 氏

定 員 各回親子10組(合計40組)

対 象 町内の小学生とその保護者

受講料 材料費として1組700円

持ち物 エプロン、タオル、ふきん、筆記用具、
持ち帰り用のビニール袋、飲み物

内 容 動物など、自分の好きな形のパンを作ります。焼きあがりの香ばしいにおいなど、
手作りの楽しさを体験しよう！



③水彩画教室

と き 7月22日(金)、27日(水)、29日(金)、
8月3日(水)、5日(金)、10日(水)
* 6回連続の教室
午前9時30分～11時30分

と ころ さくら会館 第一研修室

講 師 尾崎信雄 氏

定 員 20人

対 象 町内の小学3年～6年生

受講料 無料

持ち物 水彩用具一式、画板、
4B以上の鉛筆1本、ぞうきん1枚

内 容 筆の持ち方をはじめ、水彩画の基本を学びます。みんなで楽しく絵を書こう！



④科学実験教室

と き 8月27日(土) 午前9時30分～正午

と ころ 中央公民館 ホール

講 師 園原 誠 氏(羽根小学校教諭)ほか

定 員 親子50組

対 象 町内の小学生とその保護者

受講料 材料費として子ども1人につき300円

持ち物 筆記用具

内 容 でんじろう先生に引けをとらない！？
いろいろな実験を楽しめるよ。



⑤そば打ち体験教室

と き ①7月27日(水) 午前10時～午後0時30分
②8月3日(水) 午前10時～午後0時30分

と ころ 保健センター 栄養指導室

講 師 内田 充 氏(井上砂糖店)

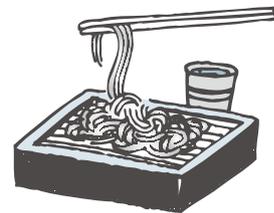
定 員 各回親子8組(合計16組)

対 象 町内の小学生とその保護者

受講料 材料費として1組1,050円

持ち物 エプロン、三角巾、タオル1枚(すべり止め用)、飲み物、そば持ち帰り用の容器(タッパーなど)、筆記用具

内 容 親子で一緒にそば打ちを体験して、自分で作ったそばを食べましょう！



申し込み方法 生涯学習課生涯学習G(内線197)まで電話にてお申し込みください。
お1人様、1教室のお申し込みとさせていただきます。定員を超えた場合は抽選を行い、結果については、ハガキでご連絡いたします。申込み期限は7月8日(金)です。

平成24年度採用 幸田町職員を募集します

1 職種、採用予定人員、受験資格

職種	採用人数	学歴	受験資格
一般事務職	若干名	大学、短大、高校	・昭和59年4月2日以降に生まれた人で、左記学歴を卒業または、平成24年3月31日までに卒業見込みの人
一般事務職 (身体障害者)	若干名	同上	・昭和57年4月2日以降に生まれた人で、左記学歴を卒業または、平成24年3月31日までに卒業見込みの人 * 身体障害者手帳の交付を受けている人で、自力により通勤可能であり、介護者なしで職務の遂行ができる人 * 活字印刷文による出題に対応できる人
土木技術職	若干名	同上	・昭和59年4月2日以降に生まれた人で、土木の課程を履修して卒業した人または、平成24年3月31日までに卒業見込みの人
保育士	若干名	大学、短大	・昭和59年4月2日以降に生まれた人で、左記学歴を卒業または、平成24年3月31日までに卒業見込みの人 * 保育士資格を平成24年3月31日までに取得または、取得見込みの人
消防職	若干名	大学、短大、高校	・昭和61年4月2日以降に生まれた人で、左記学歴を卒業または、平成24年3月31日までに卒業見込みの人 * 両眼とも矯正視力1.0以上で、赤色、青色および黄色の色彩の識別が可能な人

2 試験日程・会場および試験内容

試験	日時	会場	試験内容
第1次試験	平成23年9月18日(日) 午前10時～	一般事務職(身障者を含む) : 幸田町中央公民館ホール 土木技術職・保育士・消防職 : 幸田町役場4階ホール	・一般教養試験 ・職場適応性検査 ・専門試験(土木技術職・保育士)
第2次試験	平成23年10月29日(土) 平成23年10月30日(日)	幸田町役場 401会議室 ほか	・論文 ・3分間スピーチ ・面接 ・体力テスト(消防職のみ)

3 試験申込および受付期間

区分	受付期間	場所	備考
窓口受付	平成23年7月1日(金) 平成23年7月29日(金)	幸田町役場 総務部総務課 人事行革G	受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで (土曜・日曜・祝日は休み)
郵便受付			受付期間末日の消印まで有効(消印のないものは無効)

4 そのほか

- (1) 募集要項および受験申込書などは、幸田町役場総務部総務課(3階)でお渡しするほか、幸田町ホームページからもダウンロードできます。
- (2) 遠隔地に住んでいる人で、受験申込書等を郵送で請求する場合は、90円切手を貼付し、あて先などを明記した返信用封筒(長形3号:120mm×235mm)を必ず同封してください。
- (3) 提出書類は、理由を問わず返却しません。

【お問合せ・申込み先】 幸田町役場3階 総務部総務課人事行革G(7番窓口) ☎0564-62-1111(内線323)

* 詳しくは幸田町ホームページ(<http://www.town.kota.lg.jp/>)をご覧ください。

～先輩職員からのメッセージ～

幸田町のために僕ができること

平成23年度採用 一般事務職
住民課国保年金G 橋本幸太

住民課で国民健康保険と国民年金の仕事を担当しています。まだまだ未熟なところが多く、職場の先輩たちに助けていただきながら日々仕事をしています。窓口に来られる人の用事はさまざまですが、会話を通し、要望に気付き、それに答えることが求められています。あらためて、人に物事を伝えることの難しさを痛感し、コミュニケーションの大切さに気がきました。今の目標は、住民の人に「わかりやすく、丁寧な対応」ができる職員になることです。そして、一人でも多くの人のお役に立ちたいと考えています!



子どもたちと共に

平成23年度採用 保育士
わしだ保育園 山崎稚佳子

夢だった保育士になることができ、毎日元気いっぱい子どもたちと過ごしています。一人一人個性があり、日々成長していくので、驚いたり、笑ったり感動の連続です。一緒にいろいろなことに挑戦し、共に成長していきたいと思っています。子どもたちや子育てしているすべての人たちが、安心して過ごすことができるような町づくりに貢献できるよう頑張っていきたいと思います。

